

大和高田市要介護認定業務一部委託に関する プロポーザル実施要領

令和7年5月20日

大和高田市要介護認定業務一部委託事業者選定プロポーザル審査委員会

1 趣旨

この要領は、大和高田市の介護認定審査会による審査及びその準備業務の一部をアウトソーシング化する事で効率的で、より安定的な業務の遂行をはかることを目的とし、プロポーザル方式より受託事業者を決定するため定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

大和高田市要介護認定業務一部委託

(2) 業務内容

大和高田市要介護認定業務一部委託 業務仕様書のとおり

(3) 業務委託期間

令和7年10月1日から令和12年9月30日

ただし、現履行事業者以外の事業者が採用された場合は、上記の業務委託期間に加え、令和7年9月1日から令和7年9月30日までの1か月間を現履行事業者からの引継ぎ期間とする。

(4) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

(5) 提案上限金額

令和7年10月1日から令和12年9月30日まで

64,680,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案内容の規模を示すためのものである。

(6) 近年の本市の状況等

	申請数 (人)	認定審査会数 (回)	委託事業者の審査会出席回数 (回)
令和3年度	2,949	95	48
令和4年度	3,457	95	47
令和5年度	2,863	95	47
令和6年度	2,968	94	49

(7) その他

- ・令和7年9月1日から令和7年9月30日までの引継ぎ業務
上限額730,510円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 引継ぎ業務にともなう契約は、現履行事業者以外が選定された場合に限り、
本業務委託契約の決定後に新たに締結する。

- ・契約期間中に、大和高田市要介護認定業務一部委託業務仕様書に定める本市基幹システム及び介護認定審査会資料作成システムに変更が生じた場合、または行政業務のオンライン化、根拠法令の改正等により業務内容に変更が生じた場合には、本市と協議のうえ、履行すべき内容について決定し、受託事業者はこれに対応すること。

3 実施スケジュール

	項目	期日等
1	公告	令和7年5月20日（火）から令和7年6月2日（月）まで
2	参加申込書等の受付期限	令和7年6月2日（月）
3	質問受付期限	令和7年6月4日（水）
4	質問に対する回答	令和7年6月6日（金）
5	企画提案書等の受付期限	令和7年6月13日（金）
6	一次審査	令和7年6月27日（金）
7	一次審査結果通知	令和7年7月2日（水）
8	プレゼンテーション審査（二次審査）	令和7年7月9日（水）
9	選定結果通知	令和7年7月16日（水）
10	委託契約の締結	令和7年7月下旬頃

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる事業者は、次に掲げる要件を全て満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始

の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(3) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置、その他国又は奈良県による同様の措置を受けている者本市の指名停止を受けている者でないこと。

(4) 大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。

(5) 本市と同規模（人口5万～8万人）またはそれ以上の規模の地方公共団体において、過去2年（令和5年4月1日～）において2自治体以上の介護認定審査会による審査及びその準備業務の受託実績があること。

(6) 居宅支援サービス又は介護保険施設等要介護認定の申請を行う側の事業者でないこと。

(7) ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）又はプライバシーマーク認証の取得事業者であること。

5 参加手続

(1) 次に掲げる書類を提出すること。

①	参加申込書【様式1】 ※ 登録事業者は本市の競争入札参加資格者名簿への登録の際に届出された使用印鑑届の印を使用すること。 ※ 登録事業者以外は、代表取締役の実印を使用すること。
②	暴力団排除に関する誓約書【様式2】 ※ 登録事業者は本市の競争入札参加資格者名簿への登録の際に届出された使用印鑑届の印を使用すること。 ※ 登録事業者以外は、代表取締役の実印を使用すること。
③	事業者概要書【様式3】
④	ISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）、プライバシーマーク認証の登録書の写し（両方取得している場合は両方の写し） ※ 有効期間内の登録書を提出すること。

⑤	法人案内・会社パンフレット等
⑥	<p>同種業務実績【様式4】</p> <p>※ここでいう同種業務実績とは、介護認定審査会に係る業務の実績をいい、具体的には審査会資料の読込、問い合わせ・変更内容の伝達、書記、審査会進行補助等の審査会運営補助・システムへの審査結果の入力・審査結果報告書作成等を含む。</p> <p>※令和5年4月1日以降の実績について記入し、実績を証明できる書類（契約書等）の写しを添付すること。（令和5年4月1日より前の契約であっても、令和5年4月1日から令和7年9月30日までが履行期間内であるものは記入すること）</p> <p>※【様式4】には応募者が特定できる会社名等は記載しないこと。また、契約書の写しについても、応募者が特定できる会社名等が記載されている場合は黒塗りすること。</p>
⑦	<p>履歴事項全部証明書の写し（発行後3か月以内のもの）1部</p> <p>印鑑証明書の写し（発行後3か月以内のもの）1部</p> <p>※大和高田市の登録事業者については、提出の必要はない。</p>

（2） 提出期限等

提出期限	令和7年6月2日（月）午後5時 必着
受付時間	午前9時から午後5時まで
提出方法	<p>持参又は郵送</p> <p>※ 郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により提出すること。</p> <p>※ 持参の場合は、必ず事前に電話連絡をすること。</p>
提出部数	正本1部（上記（1）の①～⑦）、副本8部（上記（1）の⑥）
留意点	① 参加申請関係書類の提出後に参加辞退する場合は、速やかに電話連絡するとともに、辞退届【様式5】を持参又は郵送により提出すること。

6 企画提案書の提出

- （1） 次に掲げる書類を企画提案書一式とし、A4片面（必要に応じてA3折込みも可）で提出すること。

①	企画提案書（鑑）【様式6】
---	---------------

	<p>※ 登録事業者は本市の競争入札参加資格者名簿への登録の際に届出された使用印鑑届の印を使用すること。</p> <p>※ 登録事業者以外は、代表取締役の実印を使用すること。</p>
②	<p>本業務に関する提案【任意様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以下の項目順に、12ページ以内にまとめること。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 基本的な考え方 2. 業務実績 3. 実施体制 4. 情報管理体制 5. その他
③	<p>実施体制</p> <p>ア 配置予定者一覧【様式7-1】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本業務の遂行にあたって、「総括責任者」、「業務責任者」、「業務担当者」となる者について記載すること。 ・総括責任者と業務責任者が同一の者となる場合は、その旨を本様式に記載すること。 <p>※「総括責任者」とは、本業務の最高責任者であって、最終決定を行う者をいう。</p> <p>※「業務責任者」とは、本業務の遂行に必要な指揮監督、進捗管理を行う者をいい、業務遂行に関して本市との連絡窓口として、必ず1名選任すること。</p> <p>※「業務担当者」とは、総括責任者・業務責任者以外で、各分野における担当者や、本市との打合せに参加しうる者等、一定程度主要な役割を担う者をいう。</p> <p>イ 業務分担及び業務実施体制【様式7-2】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務分担や業務実施体制について、業務間の関係性が分かるように記載すること。 ・業務フローや実施体制を図式化する等により、担当者の配置を明示すること。 ・各配置について、担当予定の人数を記載すること。また、担当者を配置するにあたり、特に考慮したい業務実績や資格等があれば、合わせて記載すること。担当者が未定の場合は「未定」と記入し、現時点で予定している要件（例：〇〇の経験者、△△の資格保持者など）があれば、合わせて記載すること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・【様式7-1】の記載内容と整合性がとれるよう留意すること。 ・業務が遅延した際のバックアップ体制、不測の事態（病気休暇や交通災害等）が生じた際の対応も記載すること。
④	<p>情報管理体制（個人情報等）【様式8】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報を保護し、また、本市から提供するデータの管理に万全を期すための情報管理体制について記載すること。
⑤	<p>価格提案書【任意様式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度毎の金額の内訳を消費税及び地方消費税抜きで明らかにした上で、その内訳の小計に消費税及び地方消費税率（10%とする。）を乗じたものを最終的な見積額として記載すること。 ・提案金額は、上記「2業務の概要(5)提案上限金額」を超えないこと。 <p>※ 登録事業者は本市の競争入札参加資格者名簿への登録の際に届出された使用印鑑届の印を使用すること。</p> <p>※ 登録事業者以外は、代表取締役の実印を使用すること。</p>

(2) 提出期限等

提出期限	令和7年6月13日（金）午後5時 必着
受付時間	午前9時から午後5時まで
提出方法	<p>持参又は郵送</p> <p>※郵送の場合は、配達記録が確認できる方法により提出すること。</p> <p>※持参の場合は、必ず事前に電話連絡をすること。</p>
提出部数	正本1部、副本8部
留意点	<p>① 副本には、応募者が特定できる会社名等は記載しないこと。</p> <p>② 企画提案書一式の提出は、参加事業者1者につき、1提案とする。</p> <p>③ 提出期限後における書類等の差替え及び再提出は、認めない。ただし、審査のため必要と認められる場合には、資料の補正、差替え及び再提出を求める場合がある。</p> <p>④ 参加申込をしたにもかかわらず、提出期限までに書類の提出がなかった場合は、参加辞退したものとみなす。</p>

	⑤ 企画提案書一式の提出後、参加辞退する場合は、速やかに電話連絡するとともに、辞退届【様式5】を持参又は郵送により提出すること。
--	--

7 質問及び回答

提出期限	令和7年6月4日（水）午後5時 必着
質問様式	質問票【様式9】
提出方法	持参、FAX又は電子メール ※FAX又は電子メールの場合は、送信後に電話連絡をすること。
回答期限	令和7年6月6日（金）
留意点	① 回答は、企画提案に必要と判断される質問のみに限って行う。 ② 寄せられた質問に係る全ての回答を、参加事業者全員に対して、電子メールにて行う。 ③ 質問が企画提案に必要であるか判断しがたい場合は、当該質問を行った参加事業者に質問の主旨を確認する場合がある。

8 契約候補者の選定方法

(1) 審査概要

- ① 大和高田市要介護認定業務一部委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、一次審査（参加資格を満たす事業者が4者以下の場合は省略する。）及びプレゼンテーション審査（二次審査とする。）を行い、総合評価点が最も高い者を第1位の受託候補者として選定する。総合評価点が同点の場合は、委員の多数決により決定する。
- ② 参加事業者が1者であった場合でも審査を行う。
- ③ プレゼンテーション審査（一次審査の評価点を含む）において、各委員の評価点を125点満点とし、各委員の合計評価点（500点満点）が、最低基準点として定める350点に満たない場合は、選外とする。
- ④ 一次審査及びプレゼンテーション審査は、非公開とする。

(2) 一次審査

- ① 参加資格を満たすと判断された事業者が5者以上いた場合は、一次審査を行い、得

点の高い順に上位4者までを次のプレゼンテーション審査の対象とする。ただし、参加資格を満たすと判断された事業者が4者以下の場合は、一次審査を省略し、すべての事業者をプレゼンテーション審査の対象とする。

- ② 一次審査では、各委員が企画提案書等による「業務実績」と「価格妥当性」について、別紙の審査基準に基づいて評価を行う。参加事業者の評価点は全委員の評価点の合計とし、合計点の高い順に上位4者を通過とする。なお、複数の参加事業者において評価点の合計が同点であった場合は、委員の多数決により、当該参加事業者の順位を決定する。
- ③ プレゼンテーション審査の選考結果は、令和7年7月2日（水）に全参加事業者に書面及び電子メールにて通知する。

(3) プレゼンテーション審査(二次審査)

- ① 一次審査を通過した事業者を対象とし、次のとおり実施する。

実施日	令和7年7月9日（水）
実施場所	大和高田市役所（開始時間・場所等の詳細は別途連絡）
実施時間	各事業者45分（プレゼンテーション20分、質疑応答25分）
実施内容	企画提案書一式及び同種業務実績に基づくプレゼンテーション及び質疑
実施条件	<ul style="list-style-type: none"> ① 資料の追加配布は認めない。ただし、提出済みの資料を要約したものをスライド等で使用するのは可とする。 ② 本業務に直接携わる統括責任者または業務責任者のいずれかが必ず同席すること。ただし、出席者は4名以内とする。 ③ プロジェクターは本市で準備するが、その他のプレゼンテーションに必要な機材等は参加事業者で準備すること。なお、会場の無地白壁をスクリーンとして代用使用は可とする ④ プレゼンテーションの順番は、別途通知する。

- ② 各委員は、参加事業者によるプレゼンテーションについて、別紙の審査基準に基づき審査を行い、その評価点と一次審査における評価点の合計を当該参加事業者の総合評価点とする。ただし、一次審査が省略された場合は、プレゼンテーション審査の評価点に加え、別途「業務実績」と「価格妥当性」について、一次審査で評価する予定であった点数を加算し、これを総合評価点とする。

- ③ 全委員の総合評価点の高い順に、参加事業者の順位を決定する。なお、複数の参加事業者において、総合評価点が高点の場合は、委員の多数決により、当該参加事業者の順位を決定する。

(4) 最終審査結果の通知及び公表

提案書等の審査結果に係る通知及び公表は、次のとおりとする。

通知方法	事業者ごとに書面
通知予定日	令和7年7月16日(水)
結果の公表	① 決定した第1位の受託候補者については、通知予定日に通知し、本市ホームページで公表する。 ② 審査結果及び内容に関する問い合わせ、異議等については一切受け付けない。

9 契約の締結

本市は、最終審査結果により通知された受託候補者と、提案書等の記載事項に基づき、契約の交渉を行うこととする。なお、辞退又はその他の理由により受託候補者と契約の締結が困難となった場合は、次点事業者を繰り上げし、契約の交渉を行う。

10 失格事由

本プロポーザルの参加事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、棄権又は失格とみなし、審査の対象から除外する。

- (1) 提出した書類が本実施要領に示された内容を満たさない場合
- (2) 提出した書類に故意又は重大な過失により虚偽の記載があった場合
- (3) 価格提案書の金額が、委託上限金額を超えている場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) その他審査委員会が社会通念上、失格にあたる事由があると認める場合

11 その他

- (1) 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

- (2) 書類に用いる文字の標準サイズは、10.5pt とする。最高サイズは特に指定しないが、最低サイズは 9pt までとする。ただし、図表中等やむを得ない部分はこの限りではない。書体は任意とする。
- (3) 提出を受けた書類は、返却しない。
- (4) 提出を受けた書類等は、本市の選定に係る作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (5) 提出を受けた書類等は、大和高田市情報公開条例（平成10年条例第25号）に基づく開示請求があった場合は、公開の対象となる。ただし、参加申請者が事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非公開となる場合があるので、当該情報に該当すると考える部分がある場合は、あらかじめ文書により申し出ること。なお、委託事業者選定期間中においては、決定に影響するおそれがあるため、全て非公開とする。
- (6) 本プロポーザルに要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。

1 2 問合せ・書類提出先

本プロポーザルに関する問合せ、書類（質問票を含む。）の收受その他連絡調整に関する窓口は、次に記載する部署において行う。

〒635-8511

奈良県大和高田市大字大中98番地4

大和高田市保健部介護保険課（支援事業担当）

Tel) 0745-22-1101（内線1611）

Fax) 0745-24-1055

e-mail) kaigo@city.yamatotakada.nara.jp